

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の一部改正について

医療政策課

1 改正内容

常勤役員の令和2年12月1日における賞与の支給月数を0.05月分引下げ

	改正前	改正後	摘要
6ヶ月期	1.55月	1.525月	0.025月分減額
12ヶ月期	1.80月	1.775月	0.025月分減額
計	3.35月	3.3月	0.05月減額

2 改正の理由

人事委員会の勧告により、県職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が引き下げられたことを踏まえ、役員の賞与支給月数の改正を行った。

3 施行日

令和2年12月1日

《参考》地方独立行政法人法 抜粋

(役員の報酬等)

第48条

- 2 役員報酬等の支給基準を変更したときは、知事に届け出なければならない。
- 3 支給基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該法人の業務の実績その他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

第49条 知事は、届出があったときは、評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、報酬等の支給の基準が前条第三項の規定に照らして適正なものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

(準用)

第56条 第48条及び第49条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程 新旧対照表

令和2年11月30日
規程1-4-15

改 正 後	改 正 前
(賞与)	(賞与)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の152.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の177.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略)	2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては <u>100分の155</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の180</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(3) (略)
3～4 (略)	3～4 (略)
<u>附 則（令和2年11月30日規程1-4-15）</u>	
<u>この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、令和2年12月に支給する賞与の額については、第10条第2項中「100分の177.5」とあるのは「100分の175」とする。</u>	

地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程

平成 22 年 4 月 1 日

規程 1 - 4

[沿革] 平成 23 年 1 月 30 日規程 4-1-5 =一部改正
平成 25 年 3 月 26 日規程 1-4-1 =一部改正
平成 25 年 6 月 28 日規程 1-4-2 =一部改正
平成 26 年 9 月 30 日規程 1-4-3 =一部改正
平成 26 年 12 月 25 日規程 1-4-4 =一部改正
平成 27 年 3 月 30 日規程 1-4-5 =一部改正
平成 27 年 4 月 27 日規程 1-4-6 =一部改正
平成 28 年 3 月 24 日規程 1-4-7 =一部改正
平成 28 年 12 月 27 日規程 1-4-8 =一部改正
平成 29 年 1 月 30 日規程 1-4-9 =一部改正
平成 30 年 3 月 22 日規程 1-4-10 =一部改正
平成 30 年 12 月 1 日規程 1-4-11 =一部改正
平成 30 年 12 月 21 日規程 1-4-12 =一部改正
平成 31 年 2 月 21 日規程 1-4-13 =一部改正
令和 2 年 8 月 6 日規程 1-4-14 =一部改正
令和 2 年 1 月 30 日規程 1-4-15 =一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定める。

(役員の報酬)

第2条 常勤の役員の報酬は、基本給、地域手当、理事長手当、副理事長手当、通勤手当、診療手当及び賞与とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員報酬とする。

(報酬の支給日)

第3条 常勤の役員の報酬（診療手当及び賞与を除く。）は、毎月 16 日に支給する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法第 178 号）に定める休日（以下「休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直後の休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 診療手当は、報酬の支給方法に準じて、その月の分を翌月の報酬支給日に支給する。

3 賞与は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、これらの日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日の直前の金曜日を支給日とする。

4 非常勤の役員の報酬の支給日については、理事長が別に定める。

(基本給)

第4条 基本給は、次に掲げる額とする。

(1) 理事長

月額 850,000 円

(2) 副理事長

月額 252,000円

(地域手当)

第5条 地域手当の月額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 医師又は歯科医師である者 基本給に100分の16を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる者以外のもの 基本給に100分の1.7を乗じて得た額

(理事長手当)

第6条 理事長手当は、理事長の職にある者に支給する。

2 理事長手当の月額は、理事長の基本給に100分の25を乗じて得た額とする。

(副理事長手当)

第7条 副理事長手当は、副理事長の職にある者に支給する。

2 副理事長手当の月額は、前条第2項に規定する額に100分の50を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当の額及び支給方法は、法人の職員の例による。

(診療手当)

第9条 診療手当は、診療業務に従事する常勤の役員に支給する。

2 診療手当の額は、業務1日につき10,000円とする。

(賞与)

第10条 賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退任し、又は死亡した常勤の役員についても同様とする。

2 賞与の額は、基本給及び地域手当の合計額に、6月に支給する場合においては100分の152.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間（これに準ずるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月末満 100分の80

(3) 3月以上5月末満 100分の60(4) 3月末満 100分の30

3 理事長は、法人の職員の例により、賞与の支給を一時差し止めることができる。

4 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項第2号及び第3項の規定により解任された常勤の役員

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(非常勤役員報酬)

第11条 非常勤役員報酬は、次に掲げる額とする。

(1) 理事

日額 30,000円

(2) 監事

日額 30,000円

(例月報酬の日割計算)

第12条 新たに常勤の役員になった者には、その日から基本給、地域手当、理事長手当及び副理事長手当（以下この条において「例月報酬」という。）を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合には、その日までの例月報酬を支給する。

3 常勤の役員が死亡により退職した場合には、その月までの例月報酬を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により例月報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その例月報酬は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(役員の報酬の支払方法)

第13条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(病院職員を兼務する役員の報酬)

第15条 法人の職員である役員については、この規程に基づく役員の報酬は支給しない。

(雑則)

第16条 この規程の実施に必要な報酬の支給手続等の事項については、法人の職員の例による。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 削除

3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の役員の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程（平成22年4月1日規程1-5）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。

(1) 理事長

月額 765,000円

(2) 副理事長

月額 225,000円

(平成30年12月に支給する賞与の額の特例)

4 平成30年12月に支給する賞与については、第10条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される額から、基本給及び地域手当の合計額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(平成30年12月に支給する賞与の額の特例の調整)

5 附則第4項の規定により支給する賞与の額と同項の規定による特例を適用しなかった場

合に支給される額との差額については、平成31年3月18日に支給する。

(基本給の特例)

- 6 第4条の規定にかかわらず、地方独立行政法人長野県立病院機構の職員（地方独立行政法人長野県立病院機構職員就業規則、地方独立行政法人長野県立病院機構再雇用職員就業規則、地方独立行政法人長野県立病院機構専門スタッフ就業規則又は地方独立行政法人長野県立病院機構有期雇用職員就業規則の適用を受ける職員をいう。）である者が引き続き常勤の役員に就任した場合において、その前月までに受けている給料月額よりも第4条の規定による基本給の額が下回る場合は、その前月までに受けている給料月額を基本給の額とする。

附 則（平成23年11月30日規程4-1-5抄）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、平成24年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年3月26日規程1-4-1）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日規程1-4-2）

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規程1-4-3）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規程1-4-4）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程第10条第2項及び附則2の規定は平成26年12月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規程1-4-5）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月27日規程1-4-6）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。ただし、第5条の規定は平成27年4月1日から適用する。

- 2 施行日から平成30年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる役員報酬規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条(1)	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が定める割合
第5条(2)	100分の2.0	100分の2.0を超えない範囲内で理事長が定める割合

附 則（平成28年3月24日規程1-4-7）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年3月24日から施行する。ただし、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成27年12月1日か

ら適用する。

(報酬の内扱)

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成27年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内扱とみなす。

附 則（平成28年12月27日規程1-4-8）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成28年12月1日から適用する。

(報酬の内扱)

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に基づいて、平成28年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内扱とみなす。

附 則（平成29年11月30日規程1-4-9）

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

- 2 平成29年12月に支給する賞与については、第10条第2項及び附則第2項の規定にかかわらず、基本給及び地域手当の合計額に、理事長にあっては100分の135を、副理事長にあっては100分の77.5を乗じて得た額とする。

- 3 平成30年1月1日から平成30年2月28日までの間における常勤の基本給は、第4条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条に規定する地域手当及び第10条に規定する賞与並びに地方独立行政法人長野県立病院機構役員退職手当規程（平成22年4月1日規程1-5）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる基本給については、この限りでない。

(1) 理事長

月額 765,000円

(2) 副理事長

月額 225,000円

附 則（平成30年3月22日規程1-4-10）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月1日規程1-4-11）

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日規程1-4-12）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年12月21日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年1月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程（以下次項において「改正後の役員報酬規程」という。）第10条第2項及び附則第2項の規定は平成30年12月1日から適用する。

(報酬の内扱)

- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人長野県立病院機構役員報酬規程の規定に

基づいて、平成30年4月1日以後の分として役員に支払われた報酬は、改正後の役員報酬規程の規定による報酬の内扱とみなす。

附 則（平成31年2月21日規程1-4-13）

この規程は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（令和2年8月6日規程1-4-14）

この規程は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日規程1-4-15）

この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし、令和2年12月に支給する賞与の額については、第10条第2項中「100分の177.5」とあるのは「100分の175」とする。